# 令和８年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金
# 交付要領

（趣旨）

**第１条**　県の交付する令和８年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金（以下「支援金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

（交付の目的）

**第２条**　この支援金は、原油価格・物価高騰の影響を受けた障害福祉サービスを提供する事業所等に対し、光熱費、車両燃料費及び食材料費の高騰分を支援することにより負担軽減を図り、もって安定的なサービスの提供の継続を図ることを目的とする。

（交付対象者等）

**第３条**　この支援金の交付対象者等は、次に掲げるとおりとする。

（１）交付対象者

別表に掲げるサービス種別の事業を行う者（以下「事業者」という。）とする。

（２）交付対象経費

令和８（2026）年９月１日までに栃木県内で指定を受けた別表に掲げるサービス種別の事業所等の光熱費、車両燃料費及び食材料費の高騰分とする。

ただし、同年４月分から同年９月分までの報酬請求実績のない障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般相談支援事業所、特定相談支援事業所、障害児通所支援事業所、障害児入所施設及び障害児相談支援事業所（以下「障害福祉サービス事業所等」という。）並びに交付決定までに休止又は廃止する障害福祉サービス事業所等に係る経費を除く。

（３）交付額

別表に掲げる交付額を予算の範囲内で交付する。

（交付の申請等）

**第４条**　支援金の交付を受けようとする者が規則第４条、第13条及び第18条の規定により、提出する書類は、次の表に定めるところによる。

| 提出すべき申請書の名称 | 様式 | 部数 | 申請書に添付すべき書類の名称 | 様式 | 部数 | 提出期限 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 令和８年度栃木県障害福祉施設等物価、車両燃料費及び食材料費高騰対策支援金交付申請書（実績報告書兼請求書） | 規則の別記様式第１ | １ | 申請事業所等一覧表 | 別紙 | １ | 別に知事が定める日 |

（交付の条件）

**第５条**　規則第６条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業等の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。

（２）当該支援金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等（市町が交付するものを含む。）の交付を受けてはならない。

（３）申請は、事業者が１回に限り行えるものとする。なお、別表に掲げるサービス種別の事業を複数行う場合は、一括して申請する。

（４）交付額は、指定を受けた事業所ごとに算定する。

（５）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（本支援金の交付対象となる電気代等の請求書、領収書、申請車両の自動車検査証の写

し等を含む。）を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を支援金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後５年間保管しておかなければならない。

**附　則**

１　この要領は、令和８（2026）年10月26日から適用する。

２　この要領は、令和９（2027）年３月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付を決定した支援金については、同日後もなおその効力を有する。

別表

| 類型 | サービス種別 | 交付額 |
|---|---|---|
| 訪問系 | 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援 | 光熱費：１事業所につき28,000円<br><br>車両燃料費：１台につき6,000円<br>（１事業所３台まで） |
| | 自立生活援助 | |
| | 居宅訪問型児童発達支援 | |
| | 保育所等訪問支援 | |
| 通所系 | 療養介護 | 光熱費：１事業所につき57,000円<br><br>車両燃料費：１台につき9,000円<br>（１事業所あたり４台まで）<br><br>食材料費：定員１人につき1,800円 |
| | 生活介護 | |
| | 自立訓練（機能訓練） | |
| | 自立訓練（生活訓練） | |
| | 就労選択支援 | |
| | 就労移行支援 | |
| | 就労継続支援Ａ型 | |
| | 就労継続支援Ｂ型 | |
| | 就労定着支援 | |
| | 児童発達支援センター | |
| | 児童発達支援 | |
| | 放課後等デイサービス | |
| 施設・居住系 | 共同生活援助 | 光熱費：定員１人につき8,000円<br><br>食材料費：定員１人につき5,500円 |
| | 短期入所 | |
| | 宿泊型自立訓練 | |
| | 施設入所支援 | |
| | 福祉型障害児入所支援 | |
| | 医療型障害児入所支援 | |
| 相談系 | 一般相談支援 | 光熱費：１事業所につき28,000円<br><br>車両燃料費：１事業所につき6,000円 |
| | 特定相談支援 | |
| | 障害児相談支援 | |